

意見広告

憲法9条を守り、これからも「戦争をしない国・日本」でありますように!!

わたしたちは憲法9条を変えることに反対です



はらまち九条の会

会長 平田慶肇・会員352名・事務局 山崎健一 TEL0244-22-8631

青木謙二・青木容子・青木裕一・青田勝彦・青田恵子・青田利一・朝倉美智子・朝倉悠三・阿部和子・阿部しずえ・阿部俊二・阿部千代子・安部弘子・荒 功雄
 荒木貞夫・荒木千恵子・有間 貢・石井隆一・石田賢二・石田ヨシ子・石塚京子・石塚雅三・石橋勝子・伊藤夏海・伊藤まり・伊藤孝子・伊藤廣行・井戸川恒雄
 井戸川由香里・井上孝男・井上祐也・井上真貴・井上光正・井上由美・猪又義光・遠藤恵子・遠藤清一・遠藤たか子・大石光孝・大内一俊・大内眞子・大浦祥晃
 大河原組子・大河原鉄雄・大澤仁子・大須賀芳雄・太田喜久子・太田妙子・大谷安亀・太田久子・大槻千鶴子・大槻富美枝・大留隆雄・大貫昭子
 大原尚子・大和田須美子・岡田克子・岡田博志・岡田照夫・岡田規代・岡田光生・岡 博子・岡本 昇・小川尚一・奥平豊子・奥山 孝・小畑瓊子
 小元重語・角島孝子・角島利雄・勝治美喜子・加藤功其・加藤百代・加藤憲男・金井 武・金澤孝子・金子利夫・金子正子・鎌田昭子・鎌田利美
 鴨志田喜代子・川口豊子・川口良市・神崎朱美・菅野幾代・菅野啓明・菅野和子・菅野清二・菅野レイ子・菅野正勝・菅野三男・菊池良子・木ノ下良美
 木村キヌ子・草野宮子・國枝明芳・國枝ちえ子・国沢花子・熊田幹雄・栗原三和・小池光一・小泉祐功・江美代司・桑折輝子・桑折光美・木桶愛子
 木桶テイ・木桶トヨ子・小林恵美・小林トヨ子・駒場正雄・牛来正光・古和田美美子・齋藤亜記子・齋藤育雄・齋藤和子・齋藤久夫・齋藤清孝・齋藤幸子
 齋藤文子・齋藤幸博・齋藤良一・酒井和広・坂下進一・坂平 弘・相良利信・相良ミネ子・作山和子・酒井光孝・桜井勝延・佐々木昭夫・佐々木トモ子
 佐々木孝・佐々木美子・佐々木鉄雄・佐藤邦雄・佐藤ヒロ子・佐藤貞子・佐藤節子・佐藤妙子・佐藤恒雄・佐藤照夫・佐藤文彦・佐藤昌家・佐藤みき
 佐藤 実・佐藤祐子・佐藤ゆみよ・佐藤雄大・佐藤玲子・権根幸子・塩谷美津江・志賀成子・志賀 隆・志賀忠重・志賀禎子・志賀達次・志賀律子
 柴田次男・島 國義・島田俊之・下条節子・下条真佐雄・新道譲二・新道良一・末永 昇・鈴木丑太郎・鈴木啓子・鈴木顕三・鈴木陽子・鈴木孝紀
 鈴木トク子・鈴木千恵子・鈴木浪子・鈴木康晋・鈴木康孝・関 琴枝・関場信子・平 貞信・高江秀之・高倉ミチ・高野良雄・高橋 彰・高橋功直・高橋晃一
 高橋利子・高橋さき子・高橋新一・高橋秀子・高橋裕子・高橋美加子・高山文子・但野博貞・只野テル子・只野邦彦・只野喜代美・只野豊彦・角田靖夫・寺田勝寛・中田正弘・永田恵子・永田隆義・永山洋子・新妻一信
 二階堂憲宏・西浦能典・西山雄司・にほんまつ千比呂・根本定子・野沢陽平・畑島幸子・馬場キヨ子・馬場丈夫・花井昭子・浜名建夫・浜名弘美・浜名純隆・早坂節子・早坂吉彦・原 美幸・原田利昭・番場敦子・番場 翼・番場恵子
 番場正宏・番場依子・東 清和・引地俊夫・引地幹子・樋口利行・久田靖俊・日向敦子・日向 博・平田慶肇・平田允子・平野敏彦・平野峯子・平間志津子・平間 廣・深代ヨシ子・藤原一良・藤原美知子・舟山ヒサ子・古内文吾
 古山ヨシエ・星 節子・星 千枝・堀池玲子・堀内宣子・増子吉次・松永邦彦・松永純子・松永正隆・松永章三・松永宣弘・松永雄一・松永幸子・松本道子・松本恵久・松本寿行・松元ヒロ・水井清光・水口平八郎・水谷昌夫・迎田健生
 武藤弘子・茂木とみ子・桃沢輝記・諸井秀一・門馬利秀・門馬政彦・屋代常道・屋代つよ・屋代万起子・山内茂樹・八牧将彦・八牧幸江・八牧美喜子・八牧通泰・山口幸子・山口末好・山崎健一・山崎洋子・山崎幸治・山崎孝雄
 山崎秀夫・山田キヨ子・山田祐春・山田弘子・山本富士夫・弓田百合子・横井貞夫・横山雅子・若松丈太郎・若松啓子・渡部恵美子・渡部一夫・渡部恵一・渡部智子・亙理比呂志・亙理裕子・藁谷美津子・他に匿名会員49名

小高九条の会

代表 佐藤 鶴雄

事務局 中里範忠 TEL 0244-44-1210

世話人 中里範忠・青田利幸・佐々木清明・桶谷天二
佐藤金雄・志賀勝明・田中徳雲

鹿島九条の会

代表 相良 正巳

事務局 佐藤英彦 TEL 0244-46-5178

相双教職員九条の会

代表 加藤 憲男

事務局 浜名敏隆 TEL 0244-25-2192

南相馬市小高区は、現在の憲法草案を起草した憲法学者鈴木安蔵の出身地で、「日本国憲法のふるさと」です。昨年からは全国上映されている映画「日本の青空」で、広く知られるようになりました。

九条の会
(きゅうじょうの会)
とは

2004年6月、井上ひさし・大江健三郎・小田実・加藤周一・澤地久枝・梅原猛・奥平康弘・鶴見俊輔・三木睦子の9氏による、憲法9条を守ろうという「九条の会アピール」に賛同する自由な市民団体です。全国に7,000、福島県内でも90団体が結成され、超党派で活動しています。主義・思想・宗教・政党をこえ、一市民として憲法9条を守り、かわいい孫や子のためにも「戦争をしない国・日本」をめざします。どなたでも9条を守りたい方の、ご入会をお待ちしております。(2008.5.3発行)

意見広告

憲法は身近な生活の中でいきています!

今日5月3日は、日本国憲法施行の1947(昭和22)年5月3日を記念して制定された「憲法記念日」です。国民の生活を支えてくれている憲法をもう一度読み直してみましよう。

- 「法律」は、具体的に国民の生活を制限し、社会の秩序を維持するためのもの。
- 「憲法」は、国家や政府の権力を抑制し、国家の暴走を防いで国民の権利を守る法です。

誕生とともに



第13条 個人として尊重される

第14条 法の下に平等

第25条 健康で文化的な生活を営む権利を有する



第9条 戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認

日本の戦後60年の平和と繁栄は、この第9条のおかげです。今だ、戦火のやまない世界ですが、日本のこの平和憲法は国際社会でお手本になっています。世界は今、9条をえらび始めたのです。

第二章 戦争の放棄

【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

第九条① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



第99条

天皇、国務大臣、国会議員、裁判官、公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う



第21条

集会、結社、言論、出版などの表現の自由を保障。検閲をしてはいけない



第16条

何人も、平穩に請願する権利を有し、それによるいかなる差別待遇を受けない



第25条

健康で文化的な生活を営む権利を有し、国は社会福祉、社会保障の向上や増進に努める



今から37年前の昭和46年に旧原町市は、当時の市長さんの推薦文を巻頭に、憲法の全条文を掲載した小冊子の「憲法」を発行し、原町市内全戸1万2千戸に配布しました。アジア・太平洋戦争の反省と教訓から生まれた平和憲法を生活にいかそうという趣旨でした。